郵送による戸籍証明等請求書

国東市長　様

令和　　年　　月　　日

●請求者　※代理人が請求する場合は、代理人が請求者となります。

住　　所	〒　　—	
ふりがな		昼間連絡のとれる電話番号
氏　　名	㊞	—　　—
生年月日	（明・大・昭・平　　年　　月　　日）	※内容を確認することがあります。必ず記入してください。

●必要な戸籍の表示

本　籍	大分県国東市　　町　　番地 ※番地まで正確に記入してください。		
筆頭者の氏名	※戸籍の一番最初に記載されている人です。 亡くなっても変わりません。	必要な人の氏名	

●必要な人からみて、請求者はどなたですか　※代理人が請求する場合は、必要な人からみて、委任者はどなたですか。

□本人　□配偶者　□子(養子)　□孫　□父母(養父母) □祖父母　□その他の直系血族（　　）	□その他の人（　　） （例）兄弟姉妹、おじおば、債権者など

●使用目的　※ ☑その他の人 の場合は詳細に記入してください。詳細に記入がない場合は、証明書を発行できません。

使用目的	□パスポート　□戸籍の届出（婚姻届、転籍届など）　□公的年金の請求

●必要な証明書

□ 全部事項証明（戸籍謄本）	４５０円/通	通	□ 戸籍の附票の写し（謄本／抄本）	３００円/通	通
□ 個人事項証明（戸籍抄本）	４５０円/通	通	□ 身分証明書 ※本人以外は委任状が必要	３００円/通	通
□ 除籍謄本／抄本	７５０円/通	通	□ 独身証明書 ※本人以外は委任状が必要	３００円/通	通
□ 改製原戸籍謄本／抄本	７５０円/通	通	□ その他（　　）	円/通	通

ここ２週間以内に、戸籍の届出（出生・死亡・婚姻届など）をした場合はご記入ください

□（　　年　　月　　日）に（出生・死亡・婚姻・　　届）を（　　）市区町村に提出

相続等で戸籍が必要な場合はご記入ください　（被相続人の氏名:　　）

□ 被相続人の出生から死亡までの戸籍　　組	□ 被相続人の死亡がわかる戸籍　　通
□（氏名:　　）の（　　）から（　　）までの戸籍　　組	
□（氏名:　　）と（氏名:　　）の関係がわかる戸籍　　通	
□ その他（　　）　　通	

相続登記や自動車の廃車手続き等で、過去の住所から現住所までの連続した附票が必要な場合はご記入ください

□（氏名:　　）の（過去の住所:　　）から現住所までの附票　　組

以下、市記入欄

戸籍		除籍			附票		住民票			身分	回答	不在住籍	その他
謄	抄	コ	除	原	謄	抄	謄	抄	除				

受付	出力	一次確認	精算	送付書	最終確認	封入	投函

郵送による戸籍証明書の請求

返送まで数日かかる場合がありますので、余裕を持って請求してください

お送りいただくもの

1　請求書
必要事項を記入した「郵送による戸籍証明等請求書」または便箋等

2　証明書の手数料
郵便定額小為替証書（記入欄には何も書かないでください）

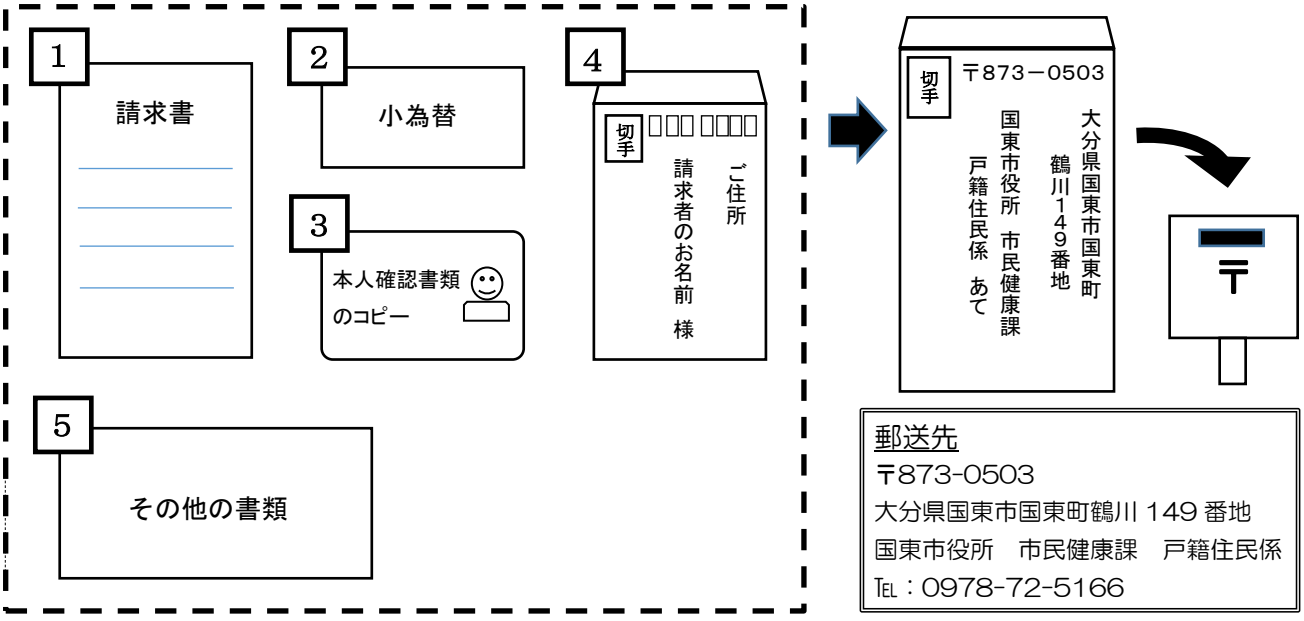
3　本人確認書類のコピー
請求者の運転免許証、資格確認証等のコピー（１点）
※ 住所、氏名、生年月日が記載されている部分が必要（有効期間内のもの）
※ マイナンバーの通知カードは本人確認書類になりません

4　返信用封筒、切手
返送先の郵便番号、住所、氏名を記入して、切手を貼った封筒
※ 返送先は、請求者の住民登録地です。勤務先等には返送できません
※ お急ぎの場合、返信用封筒に「速達」と赤書きし、速達料金分の切手を追加してください
※ 返信郵送料が不足する場合は、不足分受取人払いにて返送します

5　その他の書類
《配偶者、直系血族（子、孫、父母、祖父母など）の戸籍を請求する場合》
請求者と上記の方との関係（続柄）がわかる戸籍のコピー(国東市の戸籍でわかる場合は不要)

《本人、配偶者、直系血族（子、孫、父母、祖父母など）以外の戸籍を請求する場合》
権利義務関係や正当な理由があることが確認できる疎明資料
※ 債権の場合は、契約書のコピーなど
※ 相続の場合は、被相続人の死亡や請求者が相続人であることがわかる戸籍謄本のコピーなど
（国東市の戸籍でわかる場合は不要）

《代理人が請求する場合》
任意代理の場合は委任状、法定代理の場合は登記事項証明書（発行日から３ヶ月以内）など



郵送先
〒873-0503
大分県国東市国東町鶴川 149 番地
国東市役所　市民健康課　戸籍住民係
TEL：0978-72-5166